

第3号議案 定款一部改定の件

定款一部改定（案）について

公益社団法人武雄法人会 定款変更新旧対照表

現行定款	変更案
<p data-bbox="411 600 603 633">第4章 総会</p> <p data-bbox="256 645 347 678">(招集)</p> <p data-bbox="236 689 778 824">第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。</p> <p data-bbox="268 891 778 1115">2 正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。</p> <p data-bbox="268 1182 778 1350">3 総会は、開催の日から少なくとも1週間前に、会議の目的である事項、日時及び場所を記載した文書を発して招集する。</p>	<p data-bbox="975 600 1166 633">第4章 総会</p> <p data-bbox="826 645 917 678">(招集)</p> <p data-bbox="805 689 1348 824">第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。</p> <p data-bbox="837 891 1348 1115">2 正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。</p> <p data-bbox="837 1182 1348 1552">3 総会は、開催の日から少なくとも1週間前に、会議の目的である事項、日時及び場所を記載した文書を発して招集する。<u>なお、総会参考資料等については、電子提供措置をとることもできる。但し、会員の請求があったときは、これらの書類を当該会員に交付しなければならない。</u></p>

定款改定理由

令和4年9月1日より「一般社団法人及び一般財団法人法」(法人法)の改正・施行に伴い定款の一部改定を行うもの。

これまで当法人会は、総会開催前までに決算資料等をホームページに掲載(総会資料の電子提供)している。

法改正により電子提供をする場合、定款に定めなければならいことになった。

定款変更せず、来年度も総会資料を会員個々の同意を得ることなく、電子提供を行うと法人法違反となるため施行前に定款改定を実施する。

なお、法の施行日が令和4年9月1日であることから、付則に実行日を同日とすることを定める。